

2025年2月19日

各 位

フクシマガリレイ株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、当社は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下、「本勧告」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめとする関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1. 本勧告の概要

① 「価格協力」及び「事務手数料」の徴収による下請代金の減額

ア. 当社が下請法の適用対象となるお取引先様に当社製品の一部部品の製造を委託した製造委託取引（以下、「対象取引」といいます。）において、「価格協力」と称して下請代金の額を減じていたとして、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。なお、当該行為の対象期間は2023年6月から2024年6月まで、減じた額は21,762,009円、対象となるお取引先様は34社となります。

イ. 当社が対象取引において、納品伝票の作成費用を「事務手数料」と称して下請代金の額を減じていたとして、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。なお、当該行為の対象期間は2023年6月から2024年7月まで、減じた額は16,228,500円、対象となるお取引先様は154社となります。

② 「価格協力」による不当な経済上の利益の提供の要請

当社が対象取引において、従前の単価から同単価に一定率または一定額を差し引いた単価（以下、「差引き後単価」といいます。）を設定したうえで発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己の為に提供させていたとして、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。なお、当該行為の対象期間は2023年9月から2024年3月まで、提供させた額は2,550,944円、対象となるお取引先様は10社となります。

2. 本勧告における当社の対応

当社は、本勧告を大変重く受け止め、「価格協力」及び「事務手数料」の徴収による下請代金の減額並びに「価格協力」による不当な経済上の利益の提供の要請を行ったお取引先様に対し、下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供の要請に該当すると判断された金額の全額のお支払いを既に完了するとともに、「価格協力」「事務手数料」を廃止し支払いに関する約定について適正な内容へと変更しております。

当社は、下請法に関する社内研修等による役員及び従業員への教育の徹底や点検体制の強化などを通じ、再発防止への体制整備を図るとともにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

以 上

お問い合わせ先

フクシマガリレイ株式会社 経財本部 経営企画部 黒木、高田 TEL : 06-6477-2011